

## 1. 基本的な考え方

【公文書管理の適正の確保のための取組について(平成30年7月20日閣僚会議決定)】

- 今後作成する行政文書は電子的に管理することを基本とする。
- 行政文書の作成から保存、廃棄・移管までを一貫して電子的に行うための仕組みの在り方について、内閣府において、本年度中に**基本的な方針**を策定。

- ◆ 本方針において、今後目指すべき電子的管理の在り方を提示
- ◆ 今後、文書管理業務に反映し、文書管理・情報公開への適正な対応確保

## 2. 取組の理念

- ① 今後作成する行政文書は、**電子媒体を正本・原本**。
- ② **利便性・効率性と機密保持・改ざん防止**のバランス確保。**プロセス全体**を電子化。
- ③ **手作業を自動処理化**して確実・効果的に管理可能な枠組み構築。政府全体では、**新たな国立公文書館の開館時期**(2026年度)を目途として**本格的な電子的管理**に移行。

- ※ 情報通信技術の陳腐化やセキュリティ上の脆弱性に対処するため、本方針も継続的に検証・見直し。
- ※ 統一的な考え方の下での運用を確保しつつ、具体的実現手段は個々の特性に配慮

## 3. 今後目指すべき電子的管理の在り方

## (1)共有フォルダにおける体系的管理

当面の措置として、共有フォルダ等での電子的管理に遅滞なく着手

## ① 電子媒体を正本・原本としてフォルダ上で体系的に管理

- ・フォルダの構造と名称を大中小分類と一致、
- ・ファイル名称の標準化、
- ・組織的な検討を経る前後の文書を峻別。個人文書は個人のみアクセス可能なフォルダに格納。

## ② フォルダの読取専用化等、アクセス制御を確実に措置。

- ・むやみな複製を抑制(掲示板等で共有)
- ・管理簿に所在情報を確実に記載
- ・フォルダの管理状況を定期的確認

## (2)文書管理業務の処理の自動化(本格的な電子的管理)

以下の要件を充足し、**自動化・システム化**の枠組みを構築

➡ **業務フロー・仕様の標準例**として今後更に具体化

- ① 文書作成・取得時点で**メタデータ**(ex.作成者・時期・大中小分類)を**自動的に取得**。メタデータは**電子上で管理**することとし、行政文書ファイル**管理簿と同期**する方を検討。
- ② 複製の**作成・供与履歴**や、特に**厳格な管理を要する文書**については複製の作成・供与の**承認フロー**、**供与先での管理状況**を電子的に把握する仕組みの導入を検討。
- ③ 管理権限を電子的に移管することにより、文書管理総括部門への**集中管理**を推進。
- ④ **移管又は廃棄**は**電子上で実施**。国立公文書館への電子的提供の方策の検討。

- ※ その他、(1)記載の事項は充足する前提
- ※ システム構築は**費用対効果**を勘案。**既存システムの更改時期の到来に応じて措置**(システム整備・運用の主体は今後検討)。
- ※ 更改時には**保有する行政文書を確実に承継**。

## (3)その他電子的管理において充足すべき事項

- ① 長期保存への対応
  - 保存期間が長期に亘る行政文書を**長期保存フォーマット**(PDF等)に媒体変換
  - 国立公文書館において**歴史公文書等として長期間安定的に利用可能とするための措置**を検討
  - セキュリティ統一基準群に準拠した措置により、**不正アクセス等による改ざん、消失等のリスクに対応**
- ② (2)①以外の**メタデータ管理の業務フロー**については、**システム上の対応**も含めて今後検討・具体化
- ③ **電子メールの自動廃棄システム**は**今後採用しない**。選別・保存の手順等は今後内閣府において整理。
- ④ 各府省等LAN以外の**政府情報システム**についても、上記(2)に準じて**適切に行政文書を管理**。
- ⑤ **法令等の制約**が存在する場合等は、**紙媒体を正本・原本として可**。この場合、紙と電子が相互関連の集合物であることが分かる形でそれぞれ管理。

## 4. 関連する取組

- 文書管理の電子化を進めることで、**情報公開**への対応の適正確保、**IT化・業務改革(BPR)**、**働き方改革**に寄与することから、文書管理部門はこれら関係部門と密に**連携**。

## 5. 今後の進め方

- ① ガイドライン等の改正や、「標準例」等の本方針の検討事項は、早急に検討着手し、**2019年度末**を目途に一定の結論(関係行政機関や国立公文書館の協力を得て、内閣府にて検討)
- ② 各府省における取組状況の把握。①の検討状況について各府省と密に**情報共有**。
- ③ 本方針の実施状況は**節目で委員会に報告**。委員会での議論を経て本方針も必要に応じ見直し。